ビジネス林業展開支援事業について

静岡県森林組合連合会

(1)目的

県産材の安定供給体制を整備するため、意欲ある林業事業体の生産性の向上と、建設会社などの新規参入を促進すること。

(2)ビジネス林業(以下の3点を実行する林業と定義する)

① 需要に応じた計画的な生産
② 山元への還元を増やすことが可能な低コスト生産
③ 過大な流通コストをカットする流通経路の確保を促進することとする。

(3)スキーム

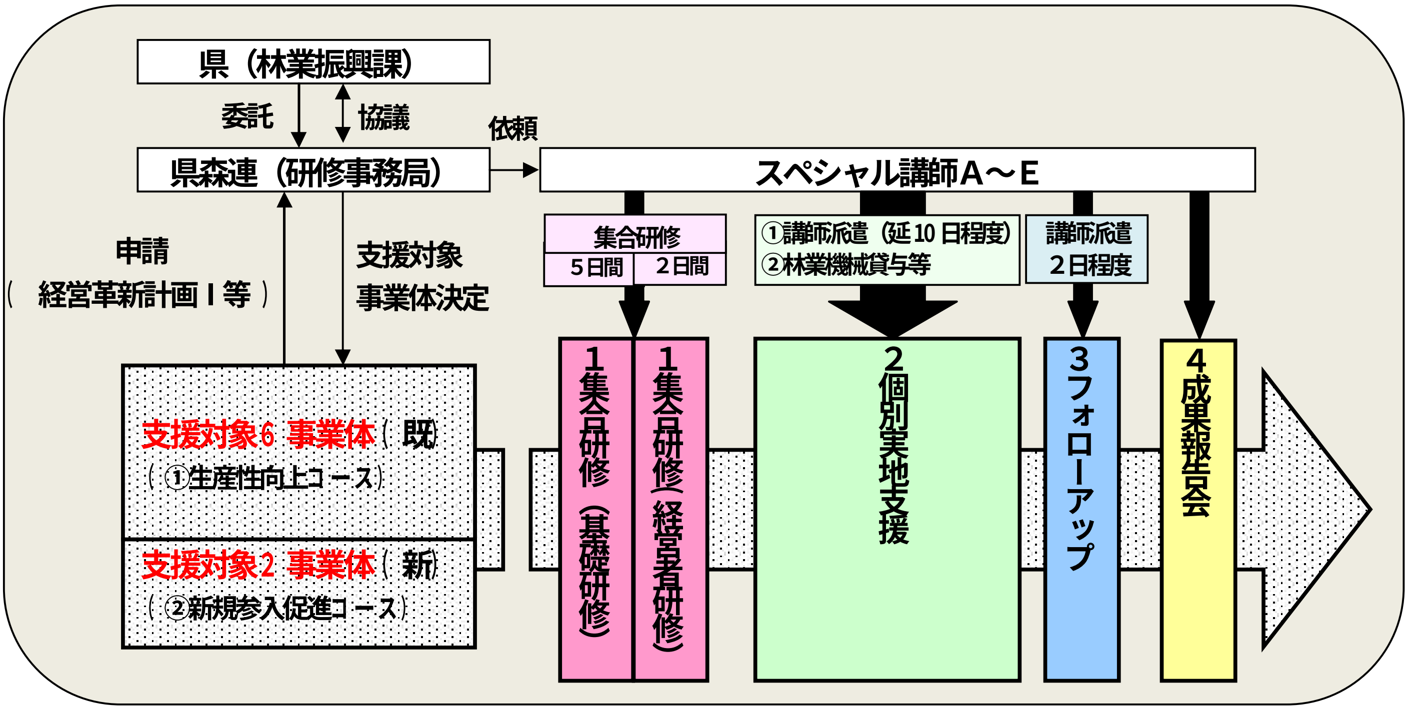

(4)支援対象事業体

①生産性向上コース(6事業体以上)

生産性の向上に意欲ある事業体及び林業経営を行っており、今後、事業体の起業を検討している者でビジネス林業を実践しようとする者、又は、これらの者が組織したグループ

②新規参入促進コース(2事業体以上)

建設会社などの異業種である程度の能力を持つ事業体(2事業体以上)

(5)内容

研修項目	内　容	時期
支援対象事業体の決定	【申請および支援対象事業体審査】 ➢募集要領に従い支援希望事業体は支援申請書と経営革新計画Ⅰを提出し申請を行います。 ➢認定委員会および事務局にて上記書類を審査し、支援対象事業体を決定します。※支援が決定した事業体には事務局より速やかに通知します。	8月下旬 ～ 9月中旬
集合研修	➢基礎研修（5日間） 支援対象事業体の木材生産チームは、生産性の向上に必要な基礎研修を受講。（経営者も参加可能）。 ➢経営者研修（2日間） 支援対象事業体の経営者は、計画生産、安全管理等に必要な経営者研修を受講。	基礎研修 9/15-16 9/20-22 経営者研修 9/26-27
個別実地支援	【支援内容の決定】 個別実地支援の内容は講師と事務局により支援対象事業体の意向、能力、装備、知識などを把握し、必要な支援内容（派遣講師、貸与林業機械など）を決定します。 【支援概要】 支援対象事業体の生産フィールド(原則)において、下記の支援を行います。 ①講師派遣：森林調査から伐採木の販売までを講師が現地で支援を行います。（延べ10日程度）※生産システムの一部分を重点的に指導することも可能とします。 ②林業機械貸与：保有機械等を勘案し、必要に応じた林業機械を貸与します。(1ヶ月程度を想定) ※個別実地支援終了後、経営革新計画Ⅱを作成・提出	10月上旬 ～ 12月下旬
フォローアップ	【フォローアップ概要】 個別実地支援から一定の期間後に、支援対象事業体に講師を派遣し、ビジネス林業の定着状況を確認します。 ➢場所は、支援対象事業体の事務所及び生産現場等を想定。 ➢必要に応じて、他の事業体の研修地を視察実施。	11月中旬 ～ 1月下旬
成果報告会	すべてのフォローアップ終了後、ビジネス林業展開の支援成果を共有する報告会を開催する。(100人から200人程度参加)	2月中旬 ～
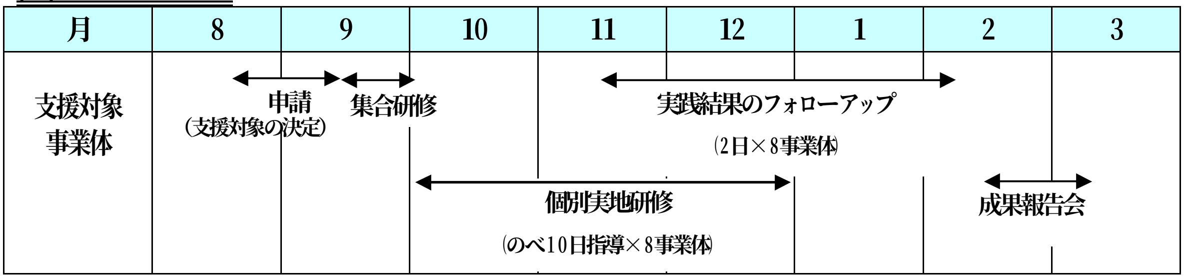
(6)スケジュール